

B 様

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	大	澤	和	士
同	福	本	富	夫
同	菅	野	吉	記

職員の複写料金に関する住民監査請求について（通知）

令和 6 年 5 月 2 日付けをもって受け付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理せず却下することに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

令和 6 年 5 月 2 日付けをもって受け付けた措置請求書、及び同月 23 日付をもって受け付けた補正書によると、請求の内容は次のとおりと解される。

1 要旨

中央区保健福祉部保健福祉課（以下単に「中央区保健福祉課」という。）の職員 A が職員証認証複合機（職場の印刷機）を私的に利用し、当該複写料金が神戸市予算から支出されている。当該複写料金を職員 A から神戸市に返還させるべきである。

2 請求の対象職員

企画調整局デジタル戦略部の支出担当者。

3 対象となる財務会計上の行為等

職員証認証複合機のリース業者からの請求に応じ、上記 2 の者が、市役所全体の令和 4 年度使用分費用を支出した。

その後、中央区の使用分については中央区地域協働課の支出に振り替えられた。

さらにその後、中央区保健福祉課の使用分については、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日までの間に、中央区保健福祉課の支出に振り替えられた。その一部には、職員 A の私的利用であり本来神戸市予算で執行すべきでないものが含まれている。

4 上記3が違法・不当である理由

職員Aの一定期間の印刷履歴に関する公文書公開請求を行ったところ、令和5年3月13日から同月23日までの間の4つの文書（合計6ページ）は、印刷はされたが公文書として保存されていないとして非公開とされた。当該文書が更新を重ねていた場合の最終形の文書さえ公文書として保存されていないというのである。そうすると、職員Aは職務に関してでなく私的な目的のために印刷を行った可能性が高い。

職務外で利用した費用までも支出したのであるから当然違法である。そこまで知りようがないとの批判も予想されるが、組織全体として責任を負うべきである。中央区保健福祉課長が目を見せざるべきだったはずである。

5 本市の損害

上記3の複写料金のうち、職員Aの私的利用である6ページ分に相当する6円

6 請求する措置

中央区保健福祉課長又は神戸市長が、損害金である6円を職員Aから神戸市に返還させること。

7 上記3の行為のあった日又は終わった日から本件住民監査請求まで1年を経過している場合は、その正当な理由

上記4の4つの文書が職務と関係なく印刷されたものであろうと知ったのは、令和6年4月1日付公文書公開請求に対して、令和6年4月15日付で非公開決定通知を受けたからである。もうすこし早く決定通知をいただければもう少し早く措置請求ができた。知ってから措置請求書を作成するにも時間を要した。多少の時間的経過で、違法不当な公金支出が放免となるのは市民感情に反する。

第2 却下する理由

- 1 住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等は、公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実のいずれかである（地方自治法第242条第1項）。また、対象となる財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したとき（以下「請求期限」という。）は住民監査請求をすることができないが、正当な理由があるときはこの限りでない（同条第2項）。

第1の3で摘示した請求人が主張する行為のうち、各課間の振替は、上記いずれの財務会計上の行為等にも該当しないため住民監査請求の対象とすることはできない。そこで、本市会計管理者から複写サービス提供事業者（以下単に「事業者」という。）に対する支払を「公金の支出」として、本件住民監査請求が行われた日が請求期限後になって

いないか、請求期限後になっている場合は正当な理由があるかについて、以下検討する。

2 職員証認証複合機は、企画調整局デジタル戦略部と事業者との契約により、同部が全市分を一括調達し、事業者が全市各課に置かれた複合機ごとに月単位で使用カウントを検針し、全市分の複写料金を算出してまとめて同部に請求することとされている。令和5年3月に使用した分については、令和5年4月10日に事業者からの請求書を本市が受理し、令和5年4月20日に本市会計管理者から事業者に対する支払が行われていた。この支払が「公金の支出」にあたるため、本件の請求期限は、令和5年4月20日の1年後である令和6年4月20日である。

本件住民監査請求が行われた日は令和6年5月2日であることから、1年の請求期限を経過していることになる。

3 このため、本件住民監査請求が適法となるには、地方自治法第242条第2項の正当な理由が必要になる。正当な理由とは、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたかどうかでまず判断されるものであり（最高裁平成14年9月12日判決参照）、これができたと解される場合は正当な理由は認められないことになる。

住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に行為の存在及び内容を知ることができたかどうかは、当該行為に関する情報が誰でもいつでも入手できる状態に置かれていたかによって判断することが相当である（東京高裁平成19年2月14日判決参照）。

4 本市では神戸市情報公開条例第8条によって誰でも公文書の公開を請求することができる。また、同条例第10条各号において公開義務の対象外としている公文書に該当しない限り、かつ同条例第14条の規定に基づく特段の理由のない限り、公開請求から15日以内に公開決定を受け、公文書を入手することができるとともに、当該文書に記載されている情報を入手することが可能である。なお、文書の不存在を理由に非公開決定を受ける場合もあるが、その場合には、当該文書が不存在であるという情報を入手することができる。

本件措置請求書に添付されていた事実証明書によると、請求人は、職員Aが令和5年3月13日から23日までの間に職員証認証複合機を使って印刷した4つの文書に係る文書名等の情報（以下「本件文書名等情報」という。）を入手したうえで、当該4文書について令和6年4月1日付で本市情報公開条例に基づく公文書公開請求を行い、同月15日付で当該請求に対し公文書を保有していないことによる非公開決定通知を受けたことが伺える。

本件文書名等情報は神戸市情報公開条例第10条各号のいずれにも該当しないこと、及び上記4文書について公文書を保有していないことによる非公開決定通知を受けるこ

とができたことを併せて鑑みると、本件住民監査請求を行うために必要な情報は情報公開請求を行うことによって誰でもいつでも入手可能であったことになるため、本件に正当な理由は認められない。

5 請求人は、本件住民監査請求を行った日が請求期限後になったことについて上記第1の7のとおり主張するが、本件住民監査請求を行うために必要となる情報は情報公開請求から15日を超えることなく入手することができており、請求人がその情報を入手した時期が請求期限の直前となったのは専ら請求人の情報公開請求の時期によるものであることから、請求人が主張する事情をもって正当な理由があると認めることはできない。

6 よって、本件請求は地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を欠いているので、受理せず却下する。

以上